

Q

予算措置のある共同利用（国際共同研究・共同研究 a・研究集会・ワークショップ）の採択費で支出ができないものは？

A

支出ができるのは、以下の費目となります。以下の費目以外の支出は認められませんのでご注意ください。

国際共同研究：旅費（国外所属研究者の日本渡航招へい旅費）

共同研究 a：原則として旅費、消耗品費、通信費

研究集会・ワークショップ：原則として旅費、会場借料

※旅費については京都大学旅費規程に基づき支出いたします。

支出ができない費目の例

- ・講演謝金
- ・飲食費
- ・自家用車を利用した場合の交通費
- ・資産となるもの（単価が 10 万円を超えるもの（ドローン等）、10 万円未満のパソコン・テレビ・デジカメ・ビデオ等）
- ・研究期間、開催期間を超えて使用し続けることが可能なもの
- ・支出可能な費目のうち当該研究課題に関連性が低いと思われるもの（当センター共同利用委員長の判断による）

Q

研究組織に所属機関や部局が異なる方がいる場合、承諾書を提出するのはなぜですか？

A

研究代表者、研究組織の方はともに当センターのご利用にあたって所属長に承諾を得ていただく必要があります。研究代表者と同所属の方は申請書で所属長の承諾を得ていただいたこととなりますが、所属が異なる方は別途、その方の所属長の承諾を得ていただくため承諾書を提出いただいております。よくあるケースが、学生さんと指導教員の先生のご所属が違う（農学部と農学研究科、など）場合で、それぞれ書類が必要となります。重大事故や物損等が発生した場合、所属長に対応に当たっていただく必要があるため、この制度を設けております。ご了承ください。